

(別紙 1)

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

一関市

### 1 促進計画の区域

別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

一関市全域

#### (1)現況

本市は、岩手県の南端に位置し、東西は約 63km、南北は約 46km、総面積は 1,256.42k㎡の広大な面積を有しており、年間を通じて比較的温暖で適度な湿潤に恵まれており農業に適した気候である。

農用地の利用については、ほ場整備による生産基盤が整備された稲作経営や、土地改良事業等による整備を活用しながら、園芸作物を主とした畑作物経営が行われている。

農業の生産活動等を通じた農用地の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の作成等、農産物の供給機能以外の多面的機能の維持については、農業従事者の高齢化や、人口減少に伴う後継者不足等による農村集落としての機能の維持が困難となることが危惧され、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮にも支障が生じつつあり、更には、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に係る担い手への負担の増加も懸念されている。

本市は、みなし過疎地域に指定されるなど、平場地域に比べて生産条件の格差が大きい中山間地域の農地も多く、これを補正する取組を行うことが必要であり、市民の生命・財産と豊かな暮らしを守る上で重要な役割を果たしている農業の有する多面的機能を、引き続き、農業生産活動等を通じて、農用地の維持・活用や水路、農道等の適切な保全管理等を行い、多面的機能を維持していくことが重要である。

#### (2)目標

(1)を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号、第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
一関市全域	全区域	法第 3 条第 3 項第 1 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号、第 3 号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

##### (1)対象農用地の基準

###### ①対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項に基づき過疎地域とみなされる地域 一関市全域

###### イ 対象農用地

###### (ア) 急傾斜農用地

田の勾配が1/20以上、畑、草地及び採草放牧地の勾配が15度以上の農用地とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

###### (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

###### (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

###### (エ) 市町村長の判断によるもの

###### a 緩傾斜農用地

田の勾配が1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地の勾配が8度以上15度未満の農用地とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

###### b 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率が田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

## (2)集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

## (3)対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、農業協同組合、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。

市農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ) 農業従事者一人当たりの所得が盛岡市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による交付金の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、交付金の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、交付金の対象とする。

ウ) 認定農業者に準ずる者とは、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に掲げる経営指標を実現している者等、市長が認定する者とする。

## (4)その他必要な事項

特になし